

各位

会社名 株式会社エー・ピーホールディングス  
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 野本 周作  
 (コード番号: 3175 東証スタンダード)  
 問合せ先 管理本部 財務部長 加藤 雅彦  
 (TEL 03-6435-8440)

**第三者割当による第4回乃至第6回新株予約権の発行及び  
 新株予約権買取契約(ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)の締結に関するお知らせ**

当社は、2023年5月29日付の取締役会において、EVO FUND (Cayman Islands、代表者: マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) (以下「割当予定先」といいます。) を割当予定先とする第三者割当による第4回乃至第6回新株予約権 (以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。) の発行及び新株予約権の買取契約 (ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」※。以下「本買取契約」といいます。) を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、その概要につきお知らせいたします (以下、本新株予約権の発行及び本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。)。

## I. 本資金調達について

## 1. 募集の概要

## &lt;新株予約権発行の概要&gt;

(1) 割当日	2023年6月14日
(2) 新株予約権の総数	9,500個 (新株予約権1個につき普通株式100株) 第4回 5,000個 第5回 2,500個 第6回 2,000個
(3) 発行価額	総額4,573,000円 (第4回新株予約権1個当たり623円、第5回新株予約権1個当たり324円、第6回新株予約権1個当たり324円)
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式950,000株 第4回新株予約権: 500,000株 第5回新株予約権: 250,000株 第6回新株予約権: 200,000株
(5) 資金調達の額	986,423,000円 (注)
(6) 行使価額	当初行使価額 第4回新株予約権: 770円 第5回新株予約権: 1,200円 第6回新株予約権: 1,500円  行使価額の修正 当社は、いずれの回号の本新株予約権についても、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます (以下、かかる取締役会決議がなされた日を「修正決議日」といいます。)。かかる行使価額の修正

	<p>を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日の2取引日後の日に、行使価額は、修正決議日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が、下限行使価額（以下に定義します。）を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。</p> <p>「下限行使価額」は当初500円としますが、各本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。</p> <p>但し、①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、②直前の行使価額の修正が効力を生じた日（初回の修正の場合は本新株予約権の払込期日）から6ヶ月が経過していない場合、又は③当該回号の本新株予約権につき、当社が各本新株予約権の発行要項第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合（決議が撤回された場合を除きます。）には、当社はかかる決議を行うことができません。</p>
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による。
(8) 割当予定先	EVO FUND
(9) その他	<p>当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、①当社は割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、②割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結する予定です。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

#### ※ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を3パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表のとおり）。これは、将来の株価上昇を見越し、3パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、当社株価がターゲット価格を下回る状況においても本新株予約権が行使される可能性を高めるため、いずれの回号の本新株予約権についても、当社取締役会が必要と判断し決議した場合には、かかる決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に修正される仕組みとしました。但し、いずれの場合においても修正後の行使価額が下限行使価額である500円を下回ることはありません。

上記の行使価額が修正される仕組みにより、当社株価が低迷し本新株予約権の行使が進まないリスクを減らすことができます。また、当社株価がターゲット価格である当初の行使価額を大きく上回って推移する状況においては、行使価額が上方修正されることにより、資金調達の額が増加する可能性があります。

ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」の特徴は、行使価額が修正された後も修正後の価額で行使価額が固定されること、すなわち、いわゆる Moving Strike Price（当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること）にならないことです。また、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載の通り、本新株予約権のいずれも行使価額の修正は6か月間において最大1回であることから、東京証券

取引所の定める「有価証券上場規程」第410条第1項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2条第2号の定める「MSCB等」には該当しません。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行数	5,000個	2,500個	2,000個
発行価額の総額	3,115,000円	810,000円	648,000円
発行価額	623円	324円	324円
行使価額	770円	1,200円	1,500円
「行使価額の修正」の項目	有	有	有
行使請求期間	3年間	3年間	3年間

## 2. 募集の目的及び理由

現時点における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス」といいます。）の5類感染症への移行を受けて、新型コロナウイルス感染症拡大下における様々な行動規制が緩和され、国内旅行の活発化やインバウンド観光客の流入増加等、回復の兆しが現れてきました。

しかしながら、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化によるエネルギー価格や原材料の高騰は続き、インフレの持続を抑制するための欧米諸国による金利の引き上げ、それに伴う円安の流れが継続し、経済の不安定化が一層増している状況となっています。

このような経営環境の中、当社の業績は、2023年3月期において、売上高は17,175百万円（前年同期比114.8%増）となったものの、営業損失は1,734百万円、経常損失は1,103百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は1,312百万円となり、2023年3月末日における純資産額は118百万円となっており、当社は、アフターコロナで回復する経済に対応しながら業績の回復を図るとともに、不安定な経済環境に柔軟に対応できる事業ポートフォリオへの再構築を図るため、中期的に有効な資本増強及び資金調達を行うことによって、安定した財務基盤の強化を図る必要があると考えております。

かかる状況において、当社は、2023年3月1日を払込期日として、株式会社ONODERA GROUP、西陽一郎氏、株式会社ヒラノ・アソシエイツ、石田克史氏、株式会社NSKを割当先とする普通株式の発行を行ったことにより、合計650,058,500円（差引手取概算額の合計643,587,500円）を調達しました（以下「前回資金調達」といいます。）。前回資金調達においては、債務超過状態の解消を目的とする早急な財務基盤の強化、継続的な業績改善及び中長期的な構造改革を実現するため、「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」記載のとおり、新規出店のための立地の獲得及び内装設備に係る費用並びに既存店舗の業態変更等を目的として資金調達を行っております。新型コロナウイルスの影響が限定的になり、経済状況の回復が見込めるようになった状況下で、当社は、前回資金調達による調達資金により新規出店及び既存店の業態変更を積極的に進め、企業価値の向上に努めることにより、早急な財務基盤の強化、継続的な業績改善及び中長期的な構造改革が見込めると考えております。なお、前回資金調達における調達資金については、支出予定時期が2023年4月からを予定しており、本日時点においては、実際の資金支出はありませんが、現時点において、段階的に、新規出店のための立地の獲得及び内装設備並びに既存店舗の業態変更のための改修への着手を開始しております。

一方で、上述のように、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化によるエネルギー価格や原材料の高騰が続き、インフレの持続を抑制するための欧米諸国による金利の引き上げ、それに伴う円安の流れが継続する不透明な経済状況に鑑みると、当社としては、事業ポートフォリオを拡充し、事業上のリスクを分散する必要があると考えております。かかる事業ポートフォリオの拡充を図るため、当社は、当社の既存の大衆居酒屋業態を中心とした事業とは異なる事業分野であるものの、当該既存事業とのシナジーが見込める分野における新規事業への進出を検討しております。具体的には、当社が従来進めてきた、当社の既存の専門店業態への転換にとどまらず、当社が今まで展開したことがなかった価格帯やサービスを提供する専門店業態の開発や、より質の高い食材の提供を当該専門店において提供するためのプラットフォームの構築といった新規事業の検討を進める必要があると考えております。さらには、成長性の高い海外市場において、既存の大衆居酒屋業態の進出にとどまらず、海外市場におけるニーズに合致したまったく新しい形態の専門店業態の開発等の新規事業の検討を進める必要があると考えております。今後、市場調査や競合分析を通じて、市場における需要のトレ

ンドや競合状況を正確に把握した上で、顧客のニーズに合致し、既存事業と相互補完性を持つ将来的な成長性が見込まれる事業を選定し、新規事業の立上げを行っていく方針です。

また、当社は、上記事業ポートフォリオ拡充の観点から、新型コロナウイルスの感染が拡大していた状況下においても、比較的好調に業績が推移していた、当社の中食事業（弁当事業）を強化する必要があると考えております。かかる中食事業を強化するための施策として、当社は、中食事業の地域販路を拡大することを目的として現在中食事業を展開しているエリアとは別のエリアの同業他社を買収することや、現在中食事業を展開しているエリア内において、供給体制を一層強化することを目的として中食事業に係る製造工場の買収を行うことを検討しております。

上記の新規事業の立上げ及び運営並びにM&A投資の実現のためには「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、多額の資金が必要となると考えております。なお、本新株予約権は、割当予定先による本新株予約権の行使に伴う段階的な資金調達による資本の拡充を目的とするターゲット・イシュー・プログラム「TIP」が採用されており、株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合等においては、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性が考えられます。しかしながら、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載のとおり、本新株予約権には行使価額修正条項が付されており、かかる条項に基づき行使価額の修正が行われることにより、新株予約権のスムーズな権利行使を促すことができるため、新規事業やM&A投資の検討状況に応じた柔軟な資金調達が可能であるとと考えております。

当社は、かかる資金調達の方法を多面的に検討した結果、既存株主への影響が少なく、また、当社の事業及び事業環境の進展に伴う株価の上昇に伴い段階的に資金調達ができる点において、本新株予約権の方法によることが、現在の当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

なお、当社が行うM&Aや新規事業に関しましては、現時点において決定している案件はありませんが、今後具体的な計画が決定し次第、適切な時期に開示を行う予定です。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### （1）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定（第4回新株予約権は770円、第5回新株予約権は1,200円、第6回新株予約権は1,500円）されていますが、当社は当社取締役会の決議（但し、①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、②直前の行使価額の修正が効力を生じた日（初回の修正の場合は本新株予約権の払込期日）から6ヶ月が経過していない場合、又は③当該回号の本新株予約権につき、当社が各本新株予約権の発行要項第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合には当社はかかる決議を行うことができません。）により各回号の本新株予約権の行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の2取引日後の日に、行使価額は、修正決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。「下限行使価額」は、本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

また、本新株予約権に係る発行要項及び本買取契約には、以下に規定する内容も含まれる予定です。

#### ① 停止指定条項

当社は、割当予定先に対して、割当予定先が本新株予約権の一部又は全部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）を何度でも指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定期間は、2023年6月15日から2026年6月15日までの期間中のいずれかの期間とし、当社が割当予定先に対して停止指定を通知した日の翌取引日から（当日を含みます。）起算して3取引日目の日から（当日を含みます。）、当社が指定する日まで（当日を含みます。）とします。また、当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。

当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示

いたします。

## ② 本新株予約権の取得条項

当社は、当社の裁量により、2週間以上前に割当予定先に通知することによって、本新株予約権の残存する一部又は全部を各新株予約権の発行価額で取得することができます。

## ③ 売却交渉

割当予定先の行使によって交付される当社普通株式につき、割当予定先の保有方針は短期保有目的であり、その売却が必要となります。かかる売却に関して、当社が指定する者（以下「指定売却先」といいます。）が売却先となることを希望する場合には、割当予定先は、当該指定売却先との間で売却交渉を行うことが本買取契約上で規定されています（但し、かかる指定売却先の交渉権は30万株まで。）。売却価格等が折り合わなければ売却は行われませんが、売却先が指定売却先となる場合には、本新株予約権の行使によって交付される当社普通株式が直接市場で売却されることはなく、株価下落圧力の抑制につながると考えております。

## (2) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(3) 本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、本スキームにおいて、行使価額は当初第4回新株予約権は770円、第5回新株予約権は1,200円、第6回新株予約権は1,500円と設定されており、原則として現在の当社株価よりも高い水準に固定されています。また、本新株予約権については、その行使価額を修正する条項が設定されていますが、当該行使価額の修正については、上記「(1) 資金調達方法の概要」のとおり、当社取締役会の決議により行うことが可能となります。以上のとおりの特徴を有する本新株予約権を利用する本スキームを採用することによって、株価の推移や事業進捗に伴う資金調達の必要性、既存株主の利益への影響を考慮しながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(4) 他の資金調達方法」に記載のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。また、当社の今後の成長基盤の確立と中長期的な成長戦略の実現に必要な資金ニーズを満たすと同時に、当社の事業環境の進展に伴う株価上昇により、より有利な条件での資金調達を順次実施して行くことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

## (3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

### ① 原則固定の行使価額（資金調達目標株価）によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しており、いずれの回号の本新株予約権についても、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われません。

### ② 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は950,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されています。

### ③ 取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、残存する本新株予約権を取得することが可能です。取得額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生いたしません。

### ④ 行使価額修正条項・選択権

上記①に記載のとおり、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、いずれの回号の本新株予約権についても、当社の判断により、行使価額を修正することが可能です。これによって当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額でき、又は緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応することが可能です。なお、本新株予約権については、割当予定

先に対して、当社が本新株予約権の行使を指図することができる条項等は設定されておらず、本新株予約権の行使判断については、割当予定先の裁量に委ねられていますが、割当予定先においては、行使時点における株価を下回る行使価額による行使が可能となるため、割当予定先による本新株予約権の行使が期待されます。また、割当予定先による行使タイミングについては、上記「(1) 資金調達方法の概要」記載の停止指定条項に基づく停止指定により、当社は、当社の株価が目標株価を超えてさらに上昇することが見込まれる場合や、当社に具体的な資金需要が存在しない場合における割当予定先による本新株予約権の行使を停止することが可能となり、割当予定先による行使タイミングを、当社の株価や資金ニーズに応じてある程度コントロールすることが可能となります。

⑤ 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）

新株発行手続きには、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスタンバイできます。

⑥ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑦ 行使時期の分散

本スキームにおいて同時に発行される3回号の本新株予約権は、その行使価額が異なることから、それぞれの行使が想定される期間は重なっておらず、一時期に発生する希薄化は限定的となることが期待できます。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額（ターゲット価格）は当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、当社株価がターゲット価格を超えて初めて行使される可能性が生じます。

② 株価低迷時に、資金調達がされない可能性

株価が長期的に行使価額（第4回新株予約権は当初770円、第5回新株予約権は当初1,200円、第6回新株予約権は当初1,500円）を下回る状況等では、本新株予約権の行使に伴う資金調達ができない可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。本件では、上述のとおり、指定売却先との交渉による当該指定売却先の買取りも考えられますが、現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から、割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をせず当社の期待する本新株予約権の行使に伴う資金調達がなされない可能性もあります。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点で株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。また、現時点で公募増資の引受け手となる証券会社は存在しません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達手法としては適当でないとして判断いたしました。

② 新株予約権付社債（MSCB 含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに転換がなされない場合、満期が到来する際には償還する必要があります。また MSCB の場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

④ 借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	989,573 千円
発行諸費用の概算額	3,150 千円
差引手取概算額	986,423 千円

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

第4回新株予約権の払込金額の総額	3,115,000 円
第5回新株予約権の払込金額の総額	810,000 円
第6回新株予約権の払込金額の総額	648,000 円
第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	385,000,000 円
第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	300,000,000 円

- 第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 300,000,000 円
- 発行諸費用の概算額の内訳は、調査費用 150,000 円及び弁護士費用 3,000,000 円です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
  - 払込金額の総額及び差引手取概算額は全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
① 新規事業の立上げ資金及び運転資金	186,423	2024年4月～ 2026年3月
② 中食事業拡充のためのM&A資金	800,000	2024年4月～ 2026年3月
合計	986,423	

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)」に記載のとおり 986,423 千円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合には、不足分について自己資金又は他の資金調達により充当するか否かについては現時点では未確定であります。

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

### ① 新規事業の立上げ資金及び運転資金

当社は新型コロナウイルスの影響下において、飲食業界の変化に柔軟に対応するため、専門店化へのシフトを進めてまいりました。このような状況下で得た知見と実績を活用して、新規事業の立上げを行うことで、さらなる事業ポートフォリオの拡充を積極的に推進してまいります。新規事業としては、当社の既存の大衆居酒屋業態を中心とした事業とは異なる事業分野であるものの、当該既存事業とのシナジーが見込める分野における事業への進出を検討しております。具体的には、当社が従来進めてきた、当社の既存の専門店業態への転換にとどまらず、当社が今まで展開したことがなかった価格帯やサービスを提供する専門店業態の開発や、より質の高い食材の提供を当該専門店において提供するためのプラットフォームの構築といった新規事業の検討を進める必要があると考えております。さらには、成長性の高い海外市場において、既存の大衆居酒屋業態の進出にとどまらず、海外市場におけるニーズに合致したまったく新しい形態の専門店業態の開発等の新規事業の検討を進める必要があると考えております。今後、市場調査や競合分析を通じて、市場における需要のトレンドや競合状況を正確に把握し、顧客のニーズに合致し、既存事業と相互補完性を持つ将来的な成長性が見込まれる事業を選定してまいります。本調達資金は、新規事業の立上げ資金及び運転資金として、具体的には市場調査や商品開発、マーケティング活動、人材採用等に活用することを想定しており、過去に新規事業としてデリバリー事業を立ち上げた際に、上記のそれぞれの活動に要した金額を参考に見積もった結果、必要資金は 1.86 億円程度と算定しております。

### ② 中食事業拡充のためのM&A資金

当社は中期的な成長戦略に基づき、事業ポートフォリオを拡充する観点から、当社の既存の中食事業を強化する必要があると考えております。具体的には、自社で運営しております、中食事業の拡充を見据え



た、中食事業に係る製造工場の買収や同業他社の買収を行うことで、生産性の向上、販促経路の拡大を見込んでおります。手取り資金はM&A実行に必要な資金として活用され、戦略的なM&A案件への投資や買収後の事業統合に充てる予定でございます。具体的には、既存の中食事業において、上記生産性の向上及び販促経路の拡大というシナジーを生み出せる優れた企業や事業の買収を検討し、新たな市場進出、技術・ノウハウの獲得等を通じて事業領域の拡充と競争力の向上を図ります。「食のあるべき姿を追求する」という企業ミッションに共感し、当社の中食事業に係る事業シナジーを生み出せる企業のM&A投資を推進することは、当社グループの安定的な事業ポートフォリオの拡充と企業価値向上に寄与するものと考えております。今後のM&Aについては、当社グループの事業領域の拡大や事業効率の向上、人的資本経営の推進等においてシナジー効果が期待できるかを見極めた上で、適切な財務分析及び慎重な判断を行い、決定していく方針であり、現時点において具体的な計画等はありませんが、今後具体的な計画が決定し次第、適切な時期に開示を行う予定です。なお、このように現時点において検討している具体的な買収先はないものの、想定している中食事業における工場の規模等に鑑みて、必要資金は8億円程度と算定しております。

また、M&Aの対象となる候補先が見つからなかった場合等、上記支出予定期間中に上記金額分のM&Aを実施しなかった場合において、調達資金の用途の変更を行う場合には、適切な時期に開示を行う予定です。仮に、M&Aの対象となる候補先が見つからなかった場合等、上記支出予定期間中に上記金額分のM&Aを実施しなかった場合において、調達資金の用途の変更を行う場合には、適切な時期に開示を行う予定です。

以上の施策を目的に、当社は2023年5月29日、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で安定的に保管する予定です。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達によって調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、当社の今後の成長基盤の確立と中長期的な成長戦略の実現をすることができることから、本資金調達は当社の企業価値の向上に資するものであり、最終的には、当社の既存株主の利益向上につながるものであるため、かかる資金使途については合理性があるものと考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### （1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関（茄子評価株式会社、代表者：那須川進一、住所：東京都港区麻布十番一丁目2番7号ラフィネ麻布十番701）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に際して、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率について一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、当社は、権利行使の促進及び権利行使による資金調達の最大化のため、株価が行使価額を上回る場合であっても下回る場合であっても本新株予約権の行使価額修正を行うものとする、当社が自ら本新株予約権を取得はしないものとする、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、並びに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第4回新株予約権は

623円、第5回新株予約権は324円、第6回新株予約権は324円とし、本新株予約権の行使価額は当初、2023年5月26日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に対し、第4回新株予約権は2.67%、第5回新株予約権は60.00%、第6回新株予約権は100.00%と、それぞれ上回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に際しては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会からも、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である茄子評価株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価レンジの範囲内であることを判断の基礎としております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で950,000株（第4回新株予約権：500,000株、第5回新株予約権：250,000株、第6回新株予約権：200,000株）（議決権ベースで9,500個（第4回新株予約権：5,000個、第5回新株予約権：2,500個、第6回新株予約権：2,000個））であり、2023年3月31日現在の当社発行済株式総数12,266,150株及び議決権数120,269個を分母とする希薄化率は7.74%（議決権ベースの希薄化率は7.90%）に相当します。

また、本新株予約権の割当予定日である2023年6月14日より6ヶ月間内において、2023年3月1日付で株式会社ONODERA GROUP、西陽一郎氏、株式会社ヒラノ・アソシエイツ、石田克史氏、株式会社NSKを割当先として1,428,700株（議決権数14,287個）の普通株式を発行しておりますが、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数を合わせますと、過去6ヶ月以内に発行された株式数は、2,378,700株（議決権数23,787個）であり、当該普通株式の発行に係る株式数を控除した発行株式数10,837,450株及び議決権数105,982個を分母とする希薄化率は21.95%、議決権個数では22.44%の割合に相当します。

そのため、本新株予約権の行使により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当する予定であります。そして、これにより当社の今後の成長基盤の確立と中長期的な成長戦略の実現につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。したがって、本資金調達による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
(d) 組 成 目 的	投資目的
(e) 組 成 日	2006年12月
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル

(g) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有) 純資産：約81百万米ドル 払込資本金：1米ドル	
(h) 代表者の 役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名 称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所 在 地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事 業 内 容	投資業
	資 本 金	9億9,405万8,875円
(j) 上場会社と当該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの 間 の 関 係	該当事項なし。
	当社と当該ファンド代表 者 と の 間 の 関 係	該当事項なし。
	当社と国内代理人との間 の 関 係	該当事項なし。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2022年12月31日現在におけるものです。

※当社は、割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係の有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチに割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2023年5月15日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、企業成長をさらに促進するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

当社は、2023年3月にEVOLUTION JAPAN 証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：ショーン・ローソン。以下「EJS」といいます。）から本スキームについて最初の提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制し、既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、また、当社の事業及び事業環境の進展に伴う株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本新株予約権の発行による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先は、

マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社である EJS が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJS は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（住所：Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の 100%子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員である EJS の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

### （3）割当予定先の保有方針

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましても、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、本買取契約に基づき、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要します。割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。

### （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの 2023 年 4 月 30 日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

### （5）株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

## 8. 大株主及び持株比率

募集前（2023年3月31日現在）	
米山 久	46.80%
MTR インベストメント株式会社	5.61%
オイシックス・ラ・大地株式会社	4.67%
株式会社 ONODERA GROUP	4.48%
西 陽一郎	3.65%
株式会社ヒラノ・アソシエイツ	1.83%

石田 克史	1.83%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.74%
ゲームフリーク 1号基金投資事業有限責任組合	1.60%
株式会社 NSK	0.91%

- (注) 1. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していないため、募集後の大株主及び持ち株比率は省略しております。
2. 持ち株比率は、2023年3月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。
3. 持ち株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。
4. 今回の割当予定先以外の株主の所有議決権数の割合については、2023年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

#### 9. 今後の見通し

本件が2024年3月期連結業績に与える影響は軽微であります。開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

#### 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（連結）

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	8,941,797千円	7,997,883千円	17,175,665千円
営業損失	△3,611,540千円	△3,769,918千円	△1,734,244千円
経常利益又は 経常損失（△）	△2,357,946千円	1,598,512千円	△1,103,274千円
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	△3,546,740千円	31,415千円	△1,312,757千円
1株当たり当期純利益又は 当期純損失（△）	△474.64円	3.11円	△130.84円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり純資産	△84.94円	△83.31円	△110.27円

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年4月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12,266,150株	100.00%
現時点における潜在株式数	966,600株	7.88%

(注) 上記潜在株式数は当社役職員向けのストックオプション及び種類株式に係る転換普通株式の数値であります。

##### (3) 最近の株価の状況

###### ① 最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始値	405円	470円	444円

高	値	534 円	550 円	915 円
安	値	355 円	410 円	435 円
終	値	473 円	451 円	742 円

② 最近6ヶ月間の状況

		2022年 12月	2023年 1月	2月	3月	4月	5月
始	値	457 円	455 円	460 円	761 円	742 円	785 円
高	値	484 円	463 円	915 円	820 円	800 円	808 円
安	値	441 円	445 円	455 円	742 円	720 円	747 円
終	値	460 円	455 円	760 円	742 円	779 円	750 円

(注) 2023年5月の状況につきましては、2023年5月26日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

		2023年5月26日
始	値	760 円
高	値	760 円
安	値	747 円
終	値	750 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の発行

払込期日	普通株式 2021年2月26日 A種優先株式 2021年3月29日 B種優先株式 2021年3月29日
調達資金の額	2,540,050,700 円 (差引手取概算額 : 2,430,050,700 円)
発行価額	普通株式 1株につき 427 円 A種優先株式 1株につき 1,000,000 円 B種優先株式 1株につき 1,000,000 円
募集時における発行済株式総数	普通株式 7,427,850 株
当該募集による発行済株式数	普通株式 2,904,100 株 A種優先株式 1,000 株 B種優先株式 300 株
募集後における発行済株式数	普通株式 10,331,950 株 A種優先株式 1,000 株 B種優先株式 300 株
割当先	普通株式 米山 久 2,342,000 株 オイシックス・ラ・大地株式会社 562,100 株 A種優先株式 RKD エンカレッジファンド投資事業有限責任組合 1,000 株 B種優先株式 SB・A2号投資事業有限責任組合 300 株
発行時における当初の資金使途	業態変更等の為の店舗設備投資 800 百万円 有利子負債削減のための借入金の返済資金 1,000 百万円 運転資金 630 百万円
発行時における支出予定時期	業態変更等の為の店舗設備投資 2021年4月～2022年3月 有利子負債削減のための借入金の返済資金 2021年3月～2022年3月 運転資金 2021年4月～2022年3月

現時点における 充 当 状 況	業態変更等の為の店舗設備投資 800 百万円 有利子負債削減のための借入金の返済資金 1,000 百万円 運転資金 630 百万円 充当額合計 2,430 百万円
--------------------	--

・第三者割当による普通株式の発行

払 込 期 日	2022 年 9 月 30 日
調 達 資 金 の 額	200,029,500 円 (差引手取概算額 : 195,029,500 円)
発 行 価 額	1 株につき 449 円
募集時における 発行済株式総数	普通株式 10,331,950 株 A種優先株式 1,000 株 B種優先株式 300 株
当該募集による 発行済株式数	普通株式 445,500 株
募集後における 発行済株式数	普通株式 10,777,450 株 A種優先株式 1,000 株 B種優先株式 300 株
割 当 先	米山 久 445,500 株
発行時における 当初の資金使途	収益改善に資する内装造作等の改修費用 145 百万円 撤退店舗の解体費用 50 百万円
発行時における 支出予定時期	収益改善に資する内装造作等の改修費用 2022 年 10 月～2023 年 3 月 撤退店舗の解体費用 2022 年 10 月～2023 年 3 月
現時点における 充 当 状 況	収益改善に資する内装造作等の改修費用 49 百万円 撤退店舗の解体費用 21 百万円 充当額合計 70 百万円

・第三者割当による普通株式の発行

払 込 期 日	2023 年 3 月 1 日
調 達 資 金 の 額	650,058,500 円 (差引手取概算額 : 643,578,500 円)
発 行 価 額	1 株につき 455 円
募集時における 発行済株式総数	普通株式 12,266,150 株 A種優先株式 1,000 株 B種優先株式 300 株
当該募集による 発行済株式数	普通株式 1,428,700 株
募集後における 発行済株式数	普通株式 13,694,850 株 A種優先株式 1,000 株 B種優先株式 300 株
割 当 先	株式会社 ONODERA GROUP 439,600 株 西 陽一郎 439,600 株 株式会社ヒラノ・アソシエイツ 219,800 株 石田 克史 219,800 株 株式会社 NSK 109,900 株
発行時における 当初の資金使途	新規出店のための立地の獲得及び内装設備に係る費用 500 百万円 既存店舗の業態変更のための改修費用 100 百万円 運転資金 43 百万円
発行時における	新規出店のための立地の獲得及び内装設備に係る費用 2023 年 4 月～2024 年 3 月

支出予定時期	既存店舗の業態変更のための改修費用 2023年4月～2024年3月 運転資金 2023年4月～2024年3月
現時点における 充 当 状 況	新規出店のための立地の獲得及び内装設備に係る費用 0円 既存店舗の業態変更のための改修費用 0円 運転資金 0円



## 12. 発行要項

### 株式会社エー・ピーホールディングス

#### 第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社エー・ピーホールディングス第4回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金3,115,000円(本新株予約権1個当たり623円)
3. 申込期日 2023年6月14日
4. 割当日及び払込期日 2023年6月14日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は500,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 5,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金623円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、770円とする。
10. 行使価額の修正

当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる(以下、かかる取締役会決議がなされた日を「修正決議日」という。)。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日(但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に行われたものとして取り扱われる。)の2取引日後の日に、行使価額は、修正決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「下限行使価額」は当初500円とするが、第11項の規定を準用して調整される。但し、①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、②本項に基づく直前の修正が効力を生じた日(初回の修正の場合は本新株予約権の払込期日)から

6ヶ月が経過していない場合、又は③当社が第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合（決議が撤回された場合を除く。）には、当社はかかる決議を行うことができない。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件

としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 1 2. 本新株予約権の行使期間

2023年6月15日（当日を含む。）から2026年6月15日（当日を含む。）までとする。

#### 1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 1 4. 新株予約権の取得事由

当社は、2026年6月15日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約

権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部を取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 新橋支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

# 株式会社エー・ピーホールディングス

## 第5回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社エー・ピーホールディングス第5回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金810,000円(本新株予約権1個当たり324円)
3. 申込期日 2023年6月14日
4. 割当日及び払込期日 2023年6月14日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は250,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 2,500個
8. 各本新株予約権の払込金額 金324円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,200円とする。
10. 行使価額の修正

当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる(以下、かかる取締役会決議がなされた日を「修正決議日」という。)。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日(但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に行われたものとして取り扱われる。)の2取引日後の日に、行使価額は、修正決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「下限行使価額」は当初500円とするが、第11項の規定を準用して調整される。但し、①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、②本項に基づく直前の修正が効力を生じた日(初回の修正の場合は本新株予約権の払込期日)から6ヶ月が経過していない場合、又は③当社が第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合(決議が撤回された場合を除く。)には、当社はかかる決議を行うこ

とができない。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第4回新株予約権及び第6回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取

引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 1 2. 本新株予約権の行使期間

2023年6月15日（当日を含む。）から2026年6月15日（当日を含む。）までとする。なお、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合においても、本新株予約権者は、当該取得の効力が生ずる日の前取引日までの間において、取得の対象となる本新株予約権を行使することができる。

#### 1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 1 4. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降に、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合（但し、当該決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が、当該時点で有効な行使価額を下回っている場合に限る。）、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の 2 週間以上前に本新株予約権者に通知することにより（但し、通知が当該日の 16 時までに本新株予約権者に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2026 年 6 月 15 日に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部を取得する。

1 5. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

1 7. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

1 8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

1 9. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

2 0. 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 新橋支店

2 1. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

2 2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

2 3. 振替機関の名称及び住所



株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

## 第6回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社エー・ピーホールディングス第6回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金648,000円(本新株予約権1個当たり324円)
3. 申込期日 2023年6月14日
4. 割当日及び払込期日 2023年6月14日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は200,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 2,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金324円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,500円とする。
10. 行使価額の修正

当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる(以下、かかる取締役会決議がなされた日を「修正決議日」という。)。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日(但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に行われたものとして取り扱われる。)の2取引日後の日に、行使価額は、修正決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「下限行使価額」は当初500円とするが、第11項の規定を準用して調整される。但し、①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、②本項に基づく直前の修正が効力を生じた日(初回の修正の場合は本新株予約権の払込期日)から6ヶ月が経過していない場合、又は③当社が第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合(決議が撤回された場合を除く。)には、当社はかかる決議を行うことができない。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式

に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
  - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 1 2. 本新株予約権の行使期間

2023年6月15日（当日を含む。）から2026年6月15日（当日を含む。）までとする。なお、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合においても、本新株予約権者は、当該取得の効力が生ずる日の前取引日までの間において、取得の対象となる本新株予約権を行使することができる。

#### 1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 1 4. 新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降に、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が

決議した場合（但し、当該決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が、当該時点で有効な行使価額を下回っている場合に限る。）、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の 2 週間以上前に本新株予約権者に通知することにより（但し、通知が当該日の 16 時までに本新株予約権者に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、2026 年 6 月 15 日に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部を取得する。

#### 15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

#### 16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

#### 19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

#### 20. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新橋支店

#### 21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

#### 22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

#### 23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。